

第2回 船橋市立金杉台中学校の今後を考える会

【資料2】

平成30年7月12日

【資料2】

目次

1. 金杉台中学校の現状	…… 1
2. 学校規模の適正化に向けた学区による対応策の検討	…… 5
2-1. (参考1)金杉台中学校の通学区域変更案	…… 6
第1回考える会資料にて提示した、御滝中学校との選択地域の一部を金杉台中学校の指定学区にする変更案	
2-2. (参考2)金杉台中学校の通学区域変更案	…… 8
金杉台中学校からの距離を考慮し、御滝中学校との選択地域の一部と旭中学校の通学区域の一部を、金杉台中学校の指定学区にする変更案	
2-3. (参考3)金杉台中学校の通学区域変更案	…… 10
御滝中学校の通学区域全体を御滝中学校・金杉台中学校の選択地域にする変更案	
2-4. (参考4)金杉台中学校の通学区域変更案	…… 12
金杉台小学校の指定学区全体を金杉台中学校の指定学区にする変更案	
3. 小中一貫教育について	…… 14
3-1. 市の研究報告について(資料抜粋)	…… 14
3-2. (参考)文部科学省 行政説明資料～小中一貫教育の 推進について(資料抜粋)	…… 17
3-3. 金杉台小学校、金杉台中学校の保有教室と施設一体型の シミュレーション	…… 20

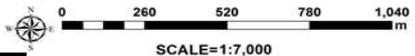
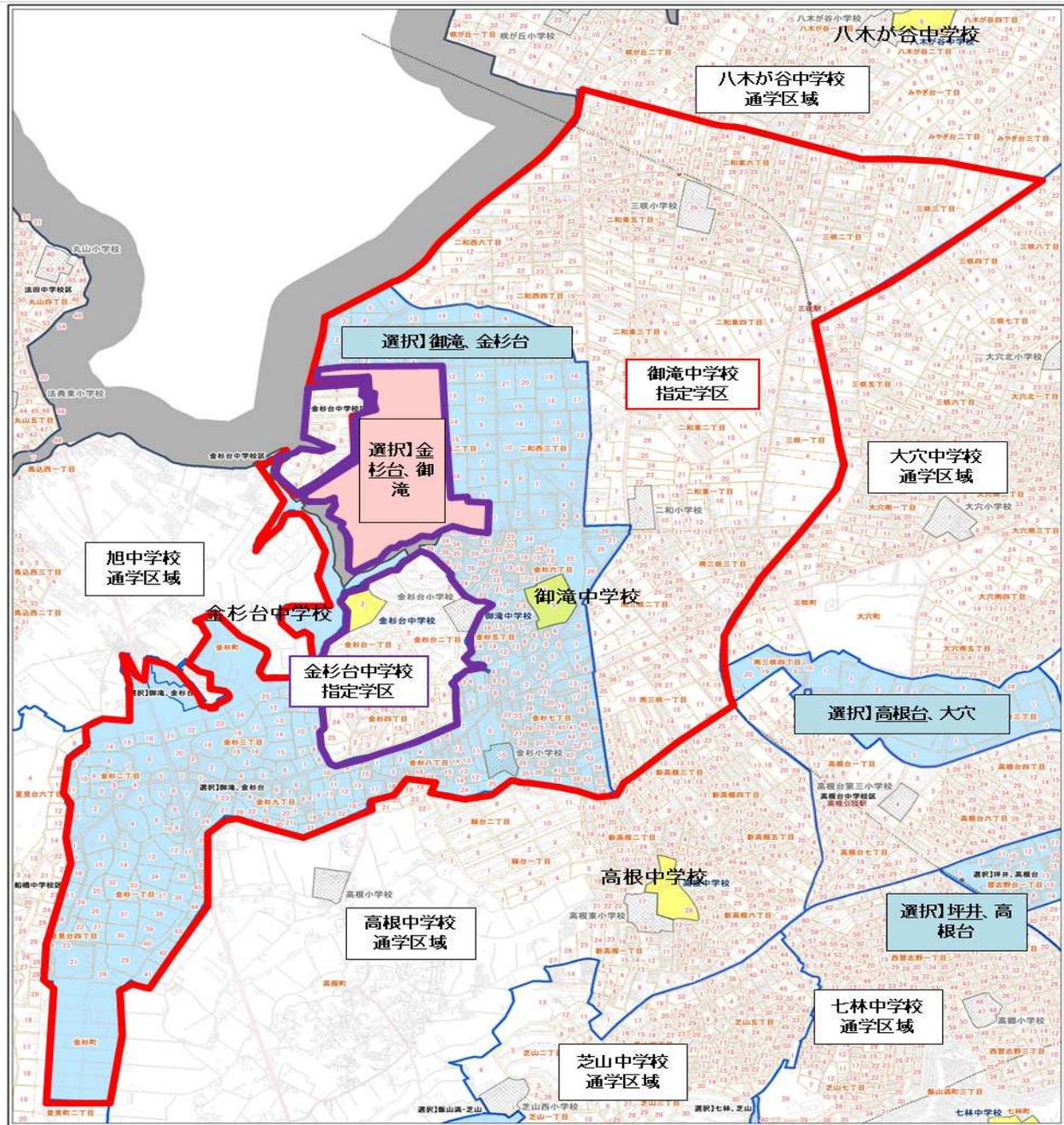
1. 金杉台中学校の現状

【表1-1】 金杉台中学校の学級数及び生徒数の推移

(各年度5月1日時点)(人)

年 度	1年		2年		3年		合計		前年 度差
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	
62	4	167	5	189	4	172	13	528	
63	4	142	4	166	5	183	13	491	-37
1	4	144	4	141	4	164	12	449	-42
2	4	136	4	141	4	140	12	417	-32
3	4	143	4	128	4	141	12	412	-5
4	4	123	4	141	4	128	12	392	-20
5	3	103	4	121	4	132	11	356	-36
6	3	118	3	101	3	120	9	339	-17
7	3	107	3	114	3	102	9	323	-16
8	3	111	3	106	3	113	9	330	7
9	3	88	3	112	3	104	9	304	-26
10	3	86	3	88	3	112	9	286	-18
11	2	63	3	86	3	90	8	239	-47
12	2	69	2	61	3	85	7	215	-24
13	2	43	2	68	2	61	6	172	-43
14	2	47	2	44	2	70	6	161	-11
15	1	32	2	45	2	44	5	121	-40
16	2	49	1	32	2	45	5	126	5
17	1	32	2	51	1	32	4	115	-11
18	2	46	1	31	2	52	5	129	14
19	1	36	2	46	1	32	4	114	-15
20	1	30	1	35	2	45	4	110	-4
21	1	29	1	30	1	34	3	93	-17
22	1	28	1	31	1	30	3	89	-4
23	2	37	1	30	1	33	4	100	11
24	1	33	1	37	1	29	3	99	-1
25	1	25	1	36	2	39	4	100	1
26	1	23	1	25	1	36	3	84	-16
27	1	36	1	23	1	26	3	85	1
28	1	22	1	36	1	22	3	80	-5
29	1	15	1	21	1	37	3	73	-7
30	1	23	1	15	1	21	3	59	-14

【図1-1】 金杉台中学校及び御滝中学校の現在の通学区域



- < 金杉台中学校の通学区域 >
- 紫枠 …………… 金杉台中学校 指定学区
 - 桃色 …………… 【選択地域】金杉台中、御滝中
- < 御滝中学校の通学区域 >
- 赤枠 …………… 御滝中学校 指定学区
 - 水色 …………… 【選択地域】御滝中、金杉台中

※平成30年度から、二和小学校周辺の学区変更により、の地域が次のように変更となりました

平成29年度
 【選択地域】御滝中、金杉台中
 ↓
 平成30年度
 【選択地域】金杉台中、御滝中

【表1-2】 金杉台中学校指定学区(※)の中学校就学前の子供(1-12歳)の人数

(平成30年5月1日時点)

年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
人数	11	8	19	19	17	25	21	18	17	25	16	21

※ここで「指定学区」とは、金杉台中学校の通学区域のうち、御滝中学校が選択できる地域を除いた地域をいう。図1-1の 

【表1-3】 金杉台中学校 平成30年度新1年生の人数の内訳

(平成30年6月時点)(人)

A=(B+C+D)	A	B	C	D
指定学区※1から金杉台中へ進学	指定学区※1の全 新1年生人数	私立へ	海外居住	指定校変更 (御滝中へ)
12	23	1	1	9
				理由 部活 7 きょうだい 2

↑※1 ここで「指定学区」とは、金杉台中学校の通学区域のうち、御滝中学校が選択できる地域を除く。
図1-1の  金杉台中学校 指定学区

+

選択地域※2から金杉台中へ
0

←※2 通学区域は金杉台中学校だが、御滝中学校を選択できる選択地域が設定されている地域
図1-1の  【選択地域】金杉台中、御滝中

+

選択地域※3から金杉台中へ
10

←※3 通学区域は御滝中学校だが、金杉台中学校を選択できる選択地域が設定されている地域
図1-1の  【選択地域】御滝中、金杉台中

+

指定校変更※4で金杉台中へ
1

←※4 金杉台中学校の通学区域外から指定校変更により金杉台中へ入学した人数

||

合計
23

【表1-4】 金杉台中学校指定学区から御滝中学校への指定校変更者数の推移

年度	X	Y	Yの内訳			(Y/X) 変更割合(%)
	金杉台中学校の指定学区 ※1に居住する中学校入学 予定者数※2(人)	指定校変更者数 (人)	部活動 (人)	きょうだ い関係 (人)	その他 (人)	
24	36	7	6	1	0	19.4
25	27	4	4	0	0	14.8
26	25	7	6	1	0	28.0
27	30	5	5	0	0	16.7
28	18	6	3	2	1	33.3
29	23	13	12	1	0	56.5
30	21	9	7	2	0	42.9

(24~29年度は平成29年3月時点、30年度は平成30年3月現在)

※1 ここで「指定学区」とは金杉台中学校の通学区域のうち、御滝中学校が選択できる地域を除く
図1-1の 

※2 私立・特別支援学級進学者数、海外居住者数を除く

【表1-5】 御滝中学校と金杉台中学校の部活動 一覧

	御滝中 部活名	金杉台中 部活名
運動部	ソフトボール	
	サッカー	
	野球	野球
	陸上競技	
	男子ソフトテニス	ソフトテニス
	女子ソフトテニス	
	男子バドミントン	
	女子バドミントン	
	男子バスケットボール	
	女子バスケットボール	
	女子バレーボール	
剣道	剣道 卓球	
文化部	演劇	
	管弦楽	吹奏楽
	家庭科	
	将棋	
	コンピュータ	
	フリーアクティビティ	美術

※平成29年10月時点

【表1-6】 金杉台中学校を選べる選択地域(※)の選択率

年度	年度別選択者数(人)										平均選択率 (%)
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計	
御滝	65	58	63	63	65	79	93	66	88	640	89.3
金杉台	9	11	6	7	7	9	8	5	10	72	10.0
旭	0	0	1	1	1	0	0	0	2	5	0.7

※選択地域とは、図1-1の  【選択地域】御滝中、金杉台中 (各年度4月時点)
 【選択地域】金杉台中、御滝中

【表1-7】 金杉台中学校の生徒数推計

校名	年度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
金杉台中	30	1	23	1	15	1	21	3	59
	31	1	21	1	23	1	15	3	59
	32	1	15	1	21	1	23	3	59
	33	1	23	1	15	1	21	3	59
	34	1	19	1	23	1	15	3	57
	35	1	16	1	19	1	23	3	58
	36	1	17	1	16	1	19	3	52
	37	1	18	1	17	1	16	3	51
	38	1	12	1	18	1	17	3	47
	39	1	14	1	12	1	18	3	44
	40	1	14	1	14	1	12	3	40
	41	1	7	1	14	1	14	3	35
	42	1	7	1	7	1	14	3	28

平成30年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

2. 学校規模の適正化に向けた学区による対応策の検討

2-1. (参考1) 金杉台中学校の通学区域変更案

第1回考える会資料にて提示した、御滝中学校との選択地域の一部を金杉台中学校の指定学区にする変更案

2-2. (参考2) 金杉台中学校の通学区域変更案

金杉台中学校からの距離を考慮し、御滝中学校との選択地域の一部と旭中学校の通学区域の一部を、金杉台中学校の指定学区にする変更案

2-3. (参考3) 金杉台中学校の通学区域変更案

御滝中学校の通学区域全体を御滝中学校・金杉台中学校の選択地域にする変更案

2-4. (参考4) 金杉台中学校の通学区域変更案

金杉台小学校の指定学区全体を金杉台中学校の指定学区にする変更案

※2-1.～2-4.の通学区域変更案については、平成29年度作成推計のデータにより作成しています。

※これらの通学区域変更案は、あくまで試算であり、町会・自治会等のつながりは考慮していません。

※この資料における用語の定義について

通学区域	指定学区	通学先は指定された学校のみ地域
	選択地域	指定された学校以外に選択できる学校がある地域

2-1. (参考1)【表2-1】 金杉台中学校の通学区域変更案の推計

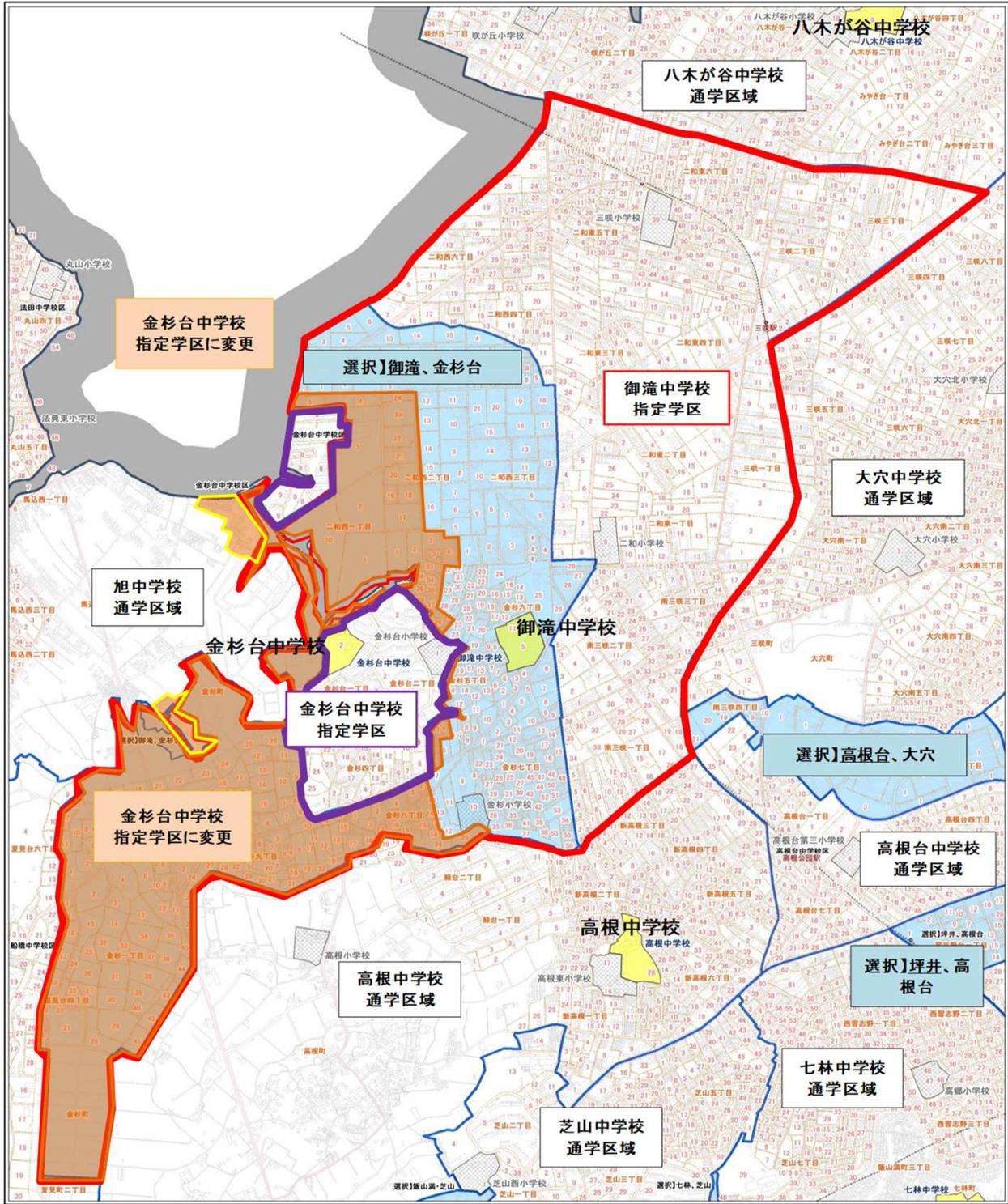
第1回考える会資料にて提示した、御滝中学校との選択地域の一部を金杉台中学校の指定学区にする変更案

校名	年度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
金杉台中	29	1	15	1	21	1	37	3	73
	30	1	22	1	15	1	21	3	58
	31	1	21	1	22	1	15	3	58
	32	2	41	1	21	1	22	4	84
	33	2	49	2	41	1	21	5	111
	34	2	51	2	49	2	41	6	141
	35	2	48	2	51	2	49	6	148
	36	2	50	2	48	2	51	6	149
	37	2	41	2	50	2	48	6	139
	38	2	43	2	41	2	50	6	134
	39	2	37	2	43	2	41	6	121
	40	1	34	1	37	2	43	4	114
	41	1	24	1	34	1	37	3	95

平成29年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

- 金杉5丁目一部、金杉8丁目一部、二和西2丁目一部、以西を選択地域(御滝中・金杉台中)から金杉台中学校の指定学区に変更
- 平成32年4月の1年生から通学区域の変更を実施するものとして推計

2-2. (参考2)【図2-2】 金杉台中学校の通学区域変更案



- | | | |
|------|-------|----------------|
| □ 紫枠 | | 金杉台中学校 指定学区 |
| □ 赤枠 | | 御滝中学校 指定学区 |
| ● 水色 | | 【選択地域】御滝中、金杉台中 |
| ● 橙色 | | 金杉台中学校 指定学区に変更 |
| ※ | | 旭中学校 通学区域から変更 |

2-2. (参考2)【表2-2】 金杉台中学校の通学区域変更案の推計

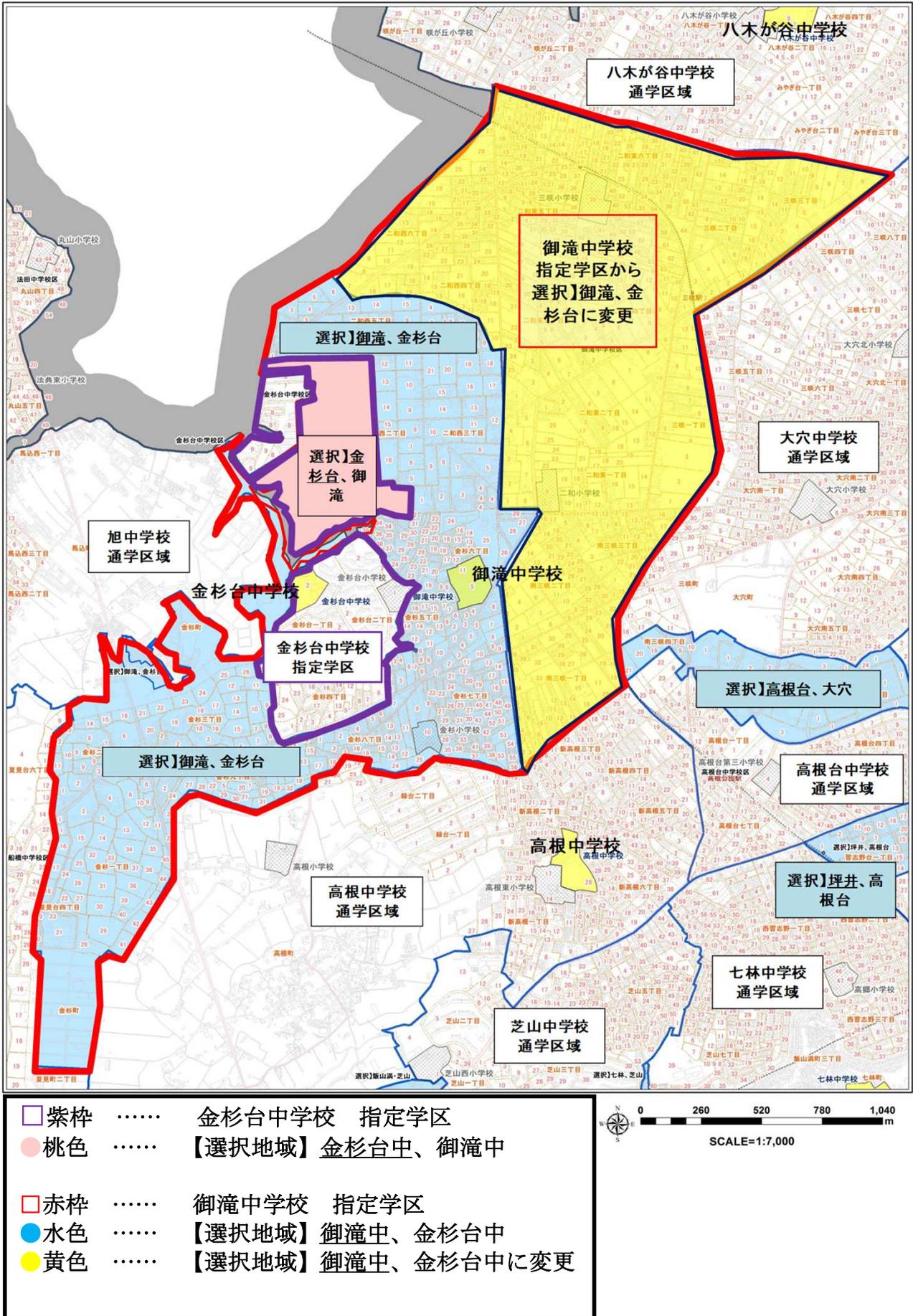
金杉台中学校からの距離を考慮し、御滝中学校との選択地域の一部と旭中学校の通学区域の一部を、金杉台中学校の指定学区にする変更案

校名	年度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
金杉台中	29	1	15	1	21	1	37	3	73
	30	1	22	1	15	1	21	3	58
	31	1	21	1	22	1	15	3	58
	32	2	42	1	21	1	22	4	85
	33	2	53	2	42	1	21	5	116
	34	2	54	2	53	2	42	6	149
	35	2	49	2	54	2	53	6	156
	36	2	53	2	49	2	54	6	156
	37	2	43	2	53	2	49	6	145
	38	2	44	2	43	2	53	6	140
	39	2	37	2	44	2	43	6	124
	40	1	35	1	37	2	44	4	116
41	1	24	1	35	1	37	3	96	

平成29年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

- ・馬込町の一部を旭中学校の通学区域から金杉台中学校の指定学区に変更
- ・金杉5丁目一部、金杉8丁目一部、二和西2丁目一部、以西を選択地域(御滝中・金杉台中)から金杉台中学校の指定学区に変更
- ・平成32年4月の1年生から通学区域の変更を実施するものとして推計

2-3. (参考3)【図2-3】 金杉台中学校の通学区域変更案



2-3. (参考3)【表2-3】 金杉台中学校の通学区域変更案の推計

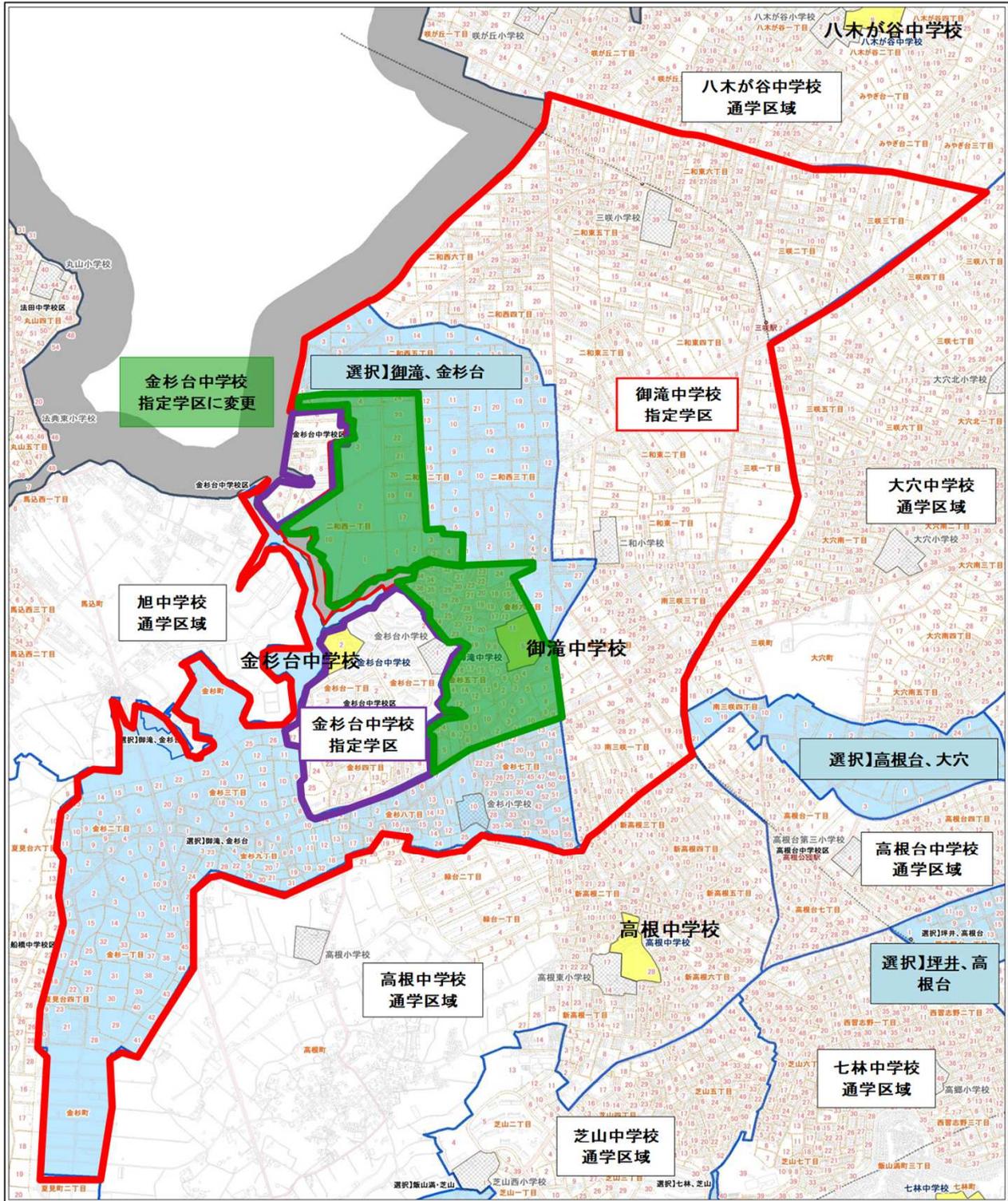
御滝中学校の通学区域全体を御滝中学校・金杉台中学校の選択地域にする変更案

校名	年度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
金杉台中	29	1	15	1	21	1	37	3	73
	30	1	22	1	15	1	21	3	58
	31	1	21	1	22	1	15	3	58
	32	2	38	1	21	1	22	4	81
	33	2	42	1	38	1	21	4	101
	34	2	39	2	42	1	38	5	119
	35	2	36	2	39	2	42	6	117
	36	1	35	1	36	2	39	4	110
	37	2	38	1	35	1	36	4	109
	38	1	31	1	38	1	35	3	104
	39	1	31	1	31	1	38	3	100
	40	1	29	1	31	1	31	3	91
	41	1	25	1	29	1	31	3	85

平成29年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

- ・御滝中学校の通学区域全体を、選択地域(御滝中・金杉台中)に変更
- ・平成32年4月の1年生から通学区域の変更を実施するものとして推計

2-4. (参考4)【図2-4】 金杉台中学校の通学区域変更案



-
- … 金杉台中学校 指定学区
- … 御滝中学校 指定学区
- … 【選択地域】御滝中、金杉台中
- … (金杉台小学校の指定学区) 金杉台中学校の指定学区に変更



2-4. (参考4)【表2-4】 金杉台中学校の通学区域変更案の推計

金杉台小学校の指定学区全体を金杉台中学校の指定学区にする変更案

校名	年度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
金杉台中	29	1	15	1	21	1	37	3	73
	30	1	22	1	15	1	21	3	58
	31	1	21	1	22	1	15	3	58
	32	1	31	1	21	1	22	3	74
	33	2	42	1	31	1	21	4	94
	34	2	46	2	42	1	31	5	119
	35	1	29	2	46	2	43	5	118
	36	1	33	1	29	2	47	4	109
	37	2	36	1	33	1	29	4	98
	38	1	25	1	36	1	34	3	95
	39	1	28	1	25	1	37	3	90
	40	1	26	1	28	1	25	3	79
	41	1	21	1	26	1	28	3	75

平成29年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

- ・金杉5丁目、金杉6丁目一部、金杉7丁目一部、二和西1丁目、二和西2丁目一部を選択地域(御滝中学校・金杉台中学校)から金杉台中学校の指定学区に変更
- ・平成32年4月の1年生から通学区域の変更を実施するものとして推計

3. 小中一貫教育について

3-1. 市の研究報告について

船橋市小中連携教育・一貫教育推進委員会

研究報告書

船橋市における小中連携教育・
一貫教育の在り方について

平成25年3月

船橋市小中連携教育・一貫教育推進委員会

4. 船橋市における「小中連携教育」「小中一貫教育」「小中一貫教育校」について

推進委員会で検討し、船橋市における「小中一貫教育」・「小中連携教育」と「小中一貫教育校」を次のように定義した。

(1) 「小中一貫教育」とは

小・中学校が目標を共有し、その達成に向け、小中 9 年間をとおして系統的な教育活動の展開をめざす教育

ここで示す「目標」とは、

- 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における目標
(例：言語能力の向上、コミュニケーション能力の向上、等)
- 「キャリア教育の推進」といった重点課題
(例：生徒指導の充実、健康教育の推進 等)
- 学校教育目標 等

小さな目標から大きな目標まで、学校の実態に応じて捉える。小中学校が協力してその目標達成のために 9 年間を見通した指導計画を作成し、実践する。

(2) 「小中連携教育」とは

- ・小中それぞれの課題解決のために、小・中学校が連携して行う教育
- ・児童生徒、教員の交流や合同の活動を通して小学校から中学校への円滑な接続をめざす教育

小中それぞれの課題解決のために、小中の交流を主体とした指導を展開する。

- 児童生徒の交流
 - ・小中合同の運動会、合唱祭、奉仕作業、集会等 特別活動での交流
 - ・複数学年での合同授業や活動の実施 等
- 小中学校の教師間交流
 - ・生徒指導についての意見交換 ・相互乗り入れ授業 等

※一貫教育と連携教育の関係性は、両者を別の教育とするのではなく、連携教育の発展として一貫教育があると捉える。

(3) 「小中一貫教育校」とは

小・中学校において、施設を一体化したり、校長を一人にするなど組織を一元化した学校運営を進める中で小中一貫教育を行う学校

小・中学校の施設が一体型・分離型に関わらず、各校に校長が配置され、そのうちの一人が学園長等の役割をする形式については、本市では小中一貫教育校とは呼ばず(1)で定義した「小中一貫教育」と捉えることとする。

5. 今後の方向性について

これまでの研究で、「9年間を見通したカリキュラムを編成した。」「中学校の教員が小学校で指導することで、児童の学習意欲や学力が向上した。」「行事を共同開催することで互いの学校や子どもの実態を理解し、指導に役立てた。」等の成果があった。

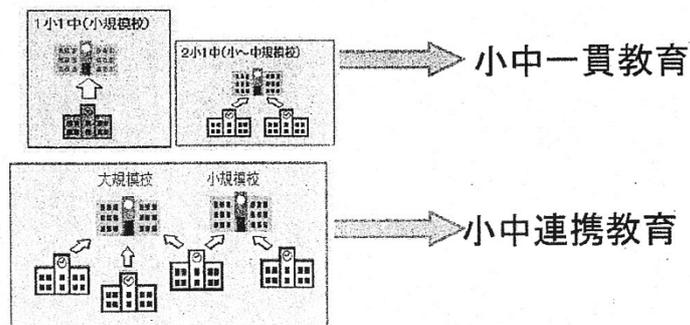
一方「小学校における教科担任制については兼務を命じられた中学校教員の負担が大きく、加配が必要である。」「学校区が複雑な場合は行事の共同開催など、様々な面での調整が難しい。」「施設を一つとした小中一貫教育校は予算上難しい。」「たとえ施設一体型であっても、校庭や体育館・プールをはじめ図書室等の特別教室も小・中学校でそれぞれ必要である。」といったなど小中一貫教育校の設立に関しては課題も多い。

また、小中の教育理念及び教育課程を調整して緊密な連携を図ることは、より密接な小中連携教育・一貫教育を推進することにより可能であることから、本市としては次のように取り組んでいく。

(1)『小中連携教育・一貫教育』は、これまでの取組の成果を基礎として今後も継続していく。

①市内の他の小中学校よりも施設設備面や職員体制などで特別に優遇された小中一貫教育校を設置して小中一貫教育を進めるのではなく、市内の一小一中の地域では小中一貫教育を進め、学区が複雑な地域では小中連携教育を進めていく。

②小中連携教育・一貫教育を推進してくなかで、特に小学校の教員がもっている指導観と中学校の教員が持っている指導観や児童生徒観の違いをお互いに理解し、指導に生かしていく。



(2)『小中一貫教育校』の設立については上記に示すように課題が多いことや、小中連携教育・一貫教育を推進することで成果を得ることが出来ることから、現状では船橋市として直ちに設置するのではなく、国の動向や地域の状況を考慮しながら研究を続けていくこととする。

次に示す実践事例を参考に、今後学校や地域の実態に合わせて市内各校で小中連携教育・一貫教育を推進していくことが効果的である。

平成 30 年度
文部科学省 教育研究部会資料

市町村教育委員会関係会議資料

小中連携教育、小中一貫教育、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

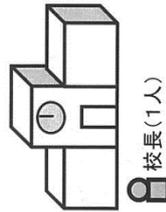
小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

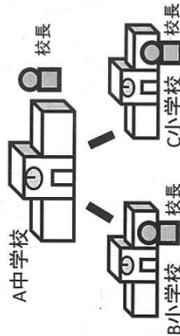
・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、一つの教職員組織
修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

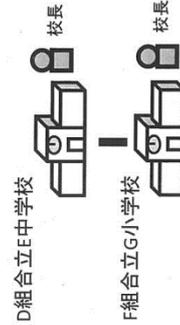
・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

小中一貫教育に関する制度の類型

義務教育学校		小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	一 9年 (前期課程6年+後期課程3年)	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	一人の校長、一つの教職員組織	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		それぞれの学校に校長、教職員組織	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
組織・運営		<p>小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件</p> <p>例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を開関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる</p>	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所屬する学校の免許状を保有していること	
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 	○	○
教育課程の特例	<ul style="list-style-type: none"> 一貫教育に必要ない独自の教科の設定 指導内容の替え・移行 	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

3-3. 金杉台小学校、金杉台中学校の保有教室と施設一体型のシミュレーション

現在			施設一体型	
金杉台小	金杉台中		金杉台小中	
理科	理科	⇒	理科	共有
音楽	音楽	⇒	音楽	共有
図工	美術	⇒	図工美術	共有
家庭科	調理	⇒	家庭科調理	共有
図書	図書	⇒	図書	共有
多目的	視聴覚	⇒	多目的・視聴覚	共有
PC	PC	⇒	PC	共有
児童会	生徒会	⇒	児童生徒会	共有
第2保健室	木工	⇒	木工	中専用
遺物倉庫	金工	⇒	金工	中専用
PTA会議室①	被服	⇒	被服	中専用
PTA会議室②	学習室①	⇒	小 12学級	小 普通学級
5年学年室	中1-1	⇒	中1-1	中 普通学級
資料室	中2-1	⇒	中2-1	中 普通学級
普通学級12学級	中3-1	⇒	中3-1	中 普通学級
2年学年室	進路情報室	⇒	進路情報室・進路室	中専用
3年学年室	学習室②	⇒	生活科	小専用
4年学年室	職員室	⇒	職員室	共有
6年学年室	校長室、事務室	⇒	校長室、事務室	共有
生活科	保健室	⇒	保健室	共有
職員室	進路室、オアシスルーム	⇒	相談室1・2	共有
校長室、事務室	学習室③	⇒	研修・会議室	共有
保健室	ランチルーム	⇒	英語	小専用
相談室1・2	多目的	⇒	教科・資料室	共有
研修室	教科資料室	⇒	相談・学習支援室	中専用
英語	相談・学習支援室	⇒	PTA室	共有
机椅子倉庫	PTA室	⇒	放課後ルーム	小専用
1年学年室	学習室④	⇒	放課後子供教室	小専用
ランチルーム				
放課後ルーム				
放課後子供教室				

金杉台小学校の保有教室

金杉台中学校の保有教室

※金杉台小の校舎に金杉台中を移し、施設一体化を検討したが、本来ならば別々に整備しなければならない特別教室などを小中で共有しても、必要な教育環境を確保できず、児童生徒への負担が生じる懸念がある。

※校舎のほか、小中で一般的に仕様が異なる体育館(バスケットボールのゴールの高さ)やプール(水深)等、現状のままでは兼用は困難である。

×中 ランチルーム

×中 学習室①

×中 学習室②

×中 学習室③

×中 学習室④

×小 1～6年学年室

×小 机椅子倉庫

×小 ランチルーム

×小 遺物倉庫

×小 第2保健室

×小・中 学級増普通教室